

令 和 6 年 度

**決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書**

神埼市監査委員



監査第16号
令和7年8月15日

神埼市長 實松尊徳様

神埼市監査委員 松田精里



神埼市監査委員 木原憲治



令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に
基づき、令和7年8月6日付財第233号で審査に付された、令和6年度
決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、
次のとおり審査意見書を提出します。

目 次

〔健全化判断比率審査〕

第1 審査の概要	1
第2 審査の結果	1
1 実質赤字比率について	2
2 連結実質赤字比率について	3
3 実質公債費比率について	4 ~ 5
4 将来負担比率について	6
(参 考)		
1 早期健全化基準	7
2 財政再生基準	7

〔資金不足比率審査〕

第1 審査の概要	8
第2 審査の結果	8
1 資金不足比率について	9
(参 考)		
1 経営健全化基準	9

[健全化判断比率審査]

第1 審査の概要

1 審査の対象

(1) 健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

(2) 審査に付された各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年8月6日から令和7年8月15日まで

3 審査の方法

(1) 審査は、比率の正確性、客觀性の観点から次の点に留意し審査を行った。

- ① 法令等に照らし各比率の算出過程に誤りがないか。
- ② 法令等に基づき適切な算定要素が各比率の計算に用いられているか。
- ③ 各比率の算定基礎となった書類等が適正に作成されているか。
- ④ 比率の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。
- ⑤ その他、各会計の決算書や決算統計などの関係資料との照合、関係者からの説明聴取などの方法により実施した。

第2 審査の結果

審査に付された各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令の定めるところにより、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査した各比率は、いずれも早期健全化基準や財政再生基準に該当せず、早期に健全化すべき対象のものはなかった。

なお、健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標であり、それぞれの比率の状況は、次のとおりである。

1 実質赤字比率について

比率算定の対象となる会計は、一般会計等(一般会計及び簡易水道特別会計)となっている。実質赤字比率とは、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、①歳入不足による繰上充用額、②実質上の歳入不足による支払繰延額、③実質上の歳入不足による事業繰越額の合算額(実質赤字額)を標準財政規模で除して得た数値である。ただし、赤字部分を対象とするため、実質収支額が黒字であれば実質赤字額は「一」で表示する。

以上を算式で示せば、次のとおりとなる。

$$\textcircled{○} \text{ 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○一般会計等の実質赤字額=繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額)

- ・繰上充用額=歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額=実質上歳入不足のため、支払を繰り延べた額
- ・事業繰越額=実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

○標準財政規模={基準財政収入額-(税源移譲相当額の25%+地方消費税交付金引き上げ分の25%+自動車重量譲与税+地方揮発油譲与税+交通安全対策特別交付金)}×100/75+(自動車重量譲与税+地方揮発油譲与税+交通安全対策特別交付金)+普通交付税+臨財債発行可能額

一般会計等の歳入歳出状況は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

会計名	歳 入	歳 出	歳入歳出 差 引 額	翌 年 度 繰 越 財 源	実質収支 額 (A)	実 質 赤 字 額	実質赤 字 比 率
一般会計等	21,426,224	20,648,183	778,041	150,034	628,007	—	— %
標準財政規模 (B)		9,942,998	(うち臨時財政対策債発行可能額)			29,409	

(単位：千円)

翌年度繰越財源	ア	継続費過次繰越額	396,996
	イ	繰越明許費繰越額	1,091,088
	ウ	事故繰越繰越額	145,814
	エ	事業繰越額	0
	オ	支払繰延額	0
	カ	ア～オに係る未収入特定財源	1,483,864
		計(ア+イ+ウ+エ+オ-カ)	150,034

令和6年度一般会計等の歳入歳出差引額から翌年度繰越財源を除いた実質収支額は628,007千円で、標準財政規模に対する比率である実質収支比率($= (A) / (B) \times 100$)は6.31%となり、黒字であり、実質赤字額は生じておらず、早期健全化基準の13.34%も下回っている。

2 連結実質赤字比率について

比率算定の対象となる会計は、全会計となっている。連結実質赤字比率とは、全ての会計の赤字や黒字を合算して、赤字の程度を指標化し、全体の財政運営の悪化の度合いを示すもので、①一般会計等又は公営企業に係る特別会計以外の特別会計ごとの実質赤字額の合計と、②公営企業に係る特別会計ごとの資金不足額の合計の合算額(①+②)が、③一般会計等又は公営企業に係る特別会計以外の特別会計ごとの実質収支黒字額の合計と、④公営企業に係る特別会計ごとの資金剩余額の合計の合算額(③+④)を超える額（連結実質赤字額）を標準財政規模で除して得た数値である。ただし、実質赤字比率と同様、赤字部分を対象とするため、連結実質収支額が黒字であれば、連結実質赤字比率は「一」で表示する。

以上を算式で示せば、次のとおりとなる。

$$\textcircled{○} \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 } \{ (①+②) - (③+④) \}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等及び特別会計、公営企業会計の歳入歳出状況は次のとおりとなつてゐる。

(単位：千円)

会 計 名	①実質赤字額	②資金不足額	③実質収支黒字額	④資金剩余額
一般会計等(簡易水道特別会計含む)			628,007	
国民健康保険事業特別会計			26,901	
国民健康保険診療所特別会計			2,184	
後期高齢者医療特別会計			15,873	
下水道事業会計			860,167	
合 計	0	0	1,533,132	0
連結実質赤字額 { (①+②) - (③+④) }			△ 1,533,132	
連結実質赤字比率			—	

※ 地方公営企業法適用企業会計の資金不足額及び資金剩余額は、資金不足比率算定に係る資金不足額又は資金剩余額から連結実質赤字額の算定上、他会計との間に生じる重複額を除いた額。

※ 資金不足額・剩余額の算定については、9頁の「1 資金不足比率」に記載している。

令和6年度の一般会計等及び特別会計、公営企業会計の連結した実質収支の黒字額(1,533,132千円)の標準財政規模(9,942,998千円)に対する比率は15.41%となり、連結実質赤字額は生じておらず、早期健全化基準の18.34%についても下回っている。

3 実質公債費比率について

実質公債費比率は、平成18年度からの地方債協議制度移行に伴い用いられている指標で、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の水準を測るため、市場の信頼性の確保や公平性の確保、透明性、明確化の観点から、起債制限比率について一定の見直しが図られたものであり、同比率としては、標準財政規模に対する比率を求めているもので、次の算式によって得た比率の直近3ヶ年の平均値となる。

$$\textcircled{②} \text{算定式} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \times 100$$

- A 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)
- B 地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」)
- C 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- D 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入公債費の額」)及び準元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入準公債費の額」)
- E 標準的な規模の収入の額(「標準財政規模」)

各項目の状況は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
A	元利償還金の額(繰上償還等を除く。)	1,889,741	2,086,801	2,123,185
	積立不足額を考慮して算定した額	0	0	0
	地方債の元利償還金(計)	1,889,741	2,086,801	2,123,185
B	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	0	0	0
	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	287,165	313,466	341,514
	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	78,950	59,835	60,817
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	55,113	25,444	17,010
	一時借入金の利子	0	0	0
C	準元利償還金(計)	421,228	398,745	419,341
	元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	7,466	5,951	6,197

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
D	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	249,276	242,354	251,280
	災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,336,979	1,465,255	1,472,445
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	6,709	4,744	2,046
	算入公債費の額及び算入準公債費の額(計)	1,592,964	1,712,353	1,725,771
E	標準財政規模	9,287,668	9,549,002	9,942,998
実質公債費比率(単年度)		9.23413	9.79043	9.86413
実質公債費比率(3ヶ年平均)		9.6%		

算定の結果、令和6年度の実質公債費比率は、9.8%であるが、直近の3ヶ年平均は、9.6%となっており、前年度実施の3ヶ年平均(9.3%)と比較すると0.3ポイントの増加である。

参考として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準は25.0%で、財政再生計画の策定が求められる財政再生基準は35.0%であり、これらも下回っている。

4 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等の借入金（地方債）や、債務負担行為等の将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示すものであり、同比率としては、標準財政規模に対する比率を求めているもので、次の算式により算定される。

$$\textcircled{O} \text{算定式} = \frac{A - B}{C - D} \times 100$$

- A 将来負担額（ア～ク）の計
- B 充当可能財源等（ケ～サの計）
- C 標準財政規模
- D 地方債の元利償還等に係る経費として普通交付税の基準財政需要額に算入される額（算入公債費等の額）

各項目の状況は次のとおりとなっている。

(分子) (単位：千円)

A	ア 地方債の現在高	17,420,936
	イ 債務負担行為に基づく支出予定額	22,265
	ウ 公営企業債等繰入見込額	7,078,257
	エ 一部事務組合等負担等見込額	864,902
	オ 退職手当負担見込額	1,457,855
	カ 設立法人の負債額等負担見込額	地方道路公社 0 土地開発公社 1,005,323 第三セクター等 0
	キ 連結実質赤字額	0
	ク 一部事務組合等の連結実質赤字額負担見込額	0
	将来負担額（ア～ク）の計	27,849,538
B	ケ 充當可能基金残高	6,421,565
	コ 充當可能特定財源歳入	719,977
	サ 基準財政需要額算入見込額	17,688,110
	充當可能財源等（ケ～サ）の計	24,829,652
	A - B	3,019,886

(分母)

C 標準財政規模	9,942,998
D 算入公債費等の額	1,725,771
C - D	8,217,227
将来負担比率 (A-B/C-D) × 100	36.7%

算定の結果、令和6年度の将来負担比率は、36.7%であり、前年度(37.1%)と比較すると、公債費や公営住宅建設事業債などの減により、0.4ポイントの減少となっている。なお、早期健全化基準は350.0%であり、現状としてはこれを大きく下回っている。

(参考)

1 早期健全化基準

早期健全化基準は、財政の早期健全化（財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ること）を図るべき基準として、健全化判断比率の4指標をそれぞれに定めているもので、この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

※ 実質赤字比率の早期健全化基準は、標準財政規模の区分に応じて算定される。神埼市の場合は、標準財政規模(A=令和6年度99.42億円、令和5年度95.49億円、令和4年度92.87億円)で、算定式は次のとおりである。

$$\textcircled{②} \text{算定式} = \left\{ \frac{A + 100 \text{ 億円}}{30 \times A} + 0.2 \right\} \div 2 \times 100$$

※ 連結実質赤字比率の早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に5%を加えた数値。

2 財政再生基準

財政再生基準は、財政の再生（財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ること）を図るべき基準として、再生判断比率の3指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率）をそれぞれに定めているもので、いずれかがこの基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならない。

※ 連結実質赤字比率に係る財政再生基準については、経過措置により、平成21年度決算に基づく比率は40%で、平成22年度決算に基づく比率は35%とされていた。そして、平成23年度以降の決算に基づく比率は、30%となっている。

神埼市の健全化判断比率の各年度比較表

(単位：%)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘要
実質赤字比率	—	—	—	
早期健全化基準	13.46	13.41	13.34	
財政再生基準		20.0		
連結実質赤字比率	—	—	—	
早期健全化基準	18.46	18.41	18.34	
財政再生基準		30.0		
実質公債費比率	8.8	9.3	9.6	
早期健全化基準		25.0		
財政再生基準		35.0		
将来負担比率	37.0	37.1	36.7	
早期健全化基準		350.0		
財政再生基準				

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額がないので、その比率は「—」と記載している。

[資金不足比率審査]

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 資金不足比率
- (2) 審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年8月6日から令和7年8月15日まで

3 審査の方法

- (1) 審査は、比率の正確性、客観性の観点から次の点に留意し審査を行った。
 - ① 法令等に照らし比率の算出過程に誤りがないか。
 - ② 法令等に基づき適切な算定要素が各比率の計算に用いられているか。
 - ③ 比率の算定基礎となった書類等が適正に作成されているか。
 - ④ 比率の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。
 - ⑤ その他、各会計の決算書や決算統計などの関係資料との照合、関係者からの説明聴取などの方法により実施した。

第2 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令の定めるところにより、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査した資金不足比率は、黒字であり資金不足額がないため、同比率はなかった。なお、資金不足比率に関する状況は、次のとおりである。

1 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業ごとに算定した資金不足額を当該事業規模で除して得た数値である。

資金不足額は、一般会計の実質赤字に相当するもので、特別会計の区分に応じて算定した額である。

事業の規模は、営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入額を差し引いた額である。

(単位：千円)

区 分		下水道事業会計
ア	流動負債	402,219
イ	控除企業債等	365,878
ウ	控除未払金等	0
エ	控除額	0
オ	PFI建設事業費等	0
カ	算入地方債	0
キ	流動資産	921,458
ク	控除財源	24,950
ケ	控除額	0
コ	(アーアーウーエーオ) + カー (キークーケ)	△ 860,167
サ	事業の規模	344,198
資金不足比率 (= コ / サ × 100)		—

※ 地方公営企業決算状況調査より

下水道事業会計においては資金不足額はなく、資金不足比率はない。

(参考)

1 経営健全化基準

経営健全化基準は、公営企業の経営の健全化を図るべき基準として資金不足比率について定められている数値で、資金不足比率がこの基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

資金不足比率の各年度との比較表

(単位: %)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘要
下水道事業会計	—	—	—	(黒字)
経営健全化基準		20.00		

(注) 資金不足額がないので、その比率は「—」と記載している。